

平成21年度 第3回

(2009年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 平成21年11月2日(月)午前10時00分

場所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

平成21年度 第3回吹田市景観まちづくり審議会会議録 (要点筆記)

1. 開 会

樽上都市整備部総括参事 会議進行

2. 市あいさつ

山中副市長 挨拶

3. 会議進行

樽上都市整備部総括参事 会議進行

4. 案件説明

樽上都市整備部総括参事 会議進行

議案第1号 景観まちづくり活動支援事業について（諮問）

西山都市整備室主幹 景観アドバイザーからは配布の方法、有償提供について意見が出た。

D委員 1冊目の作法集、1,000部のうち有償配布は何割程度か。地域住民は貰ったのか、もしくは興味を持って購入したのか。

西山都市整備室主幹 一部図書館への寄贈やイベントで無料配布した以外ほぼ有償と聞いている。

D委員 協議会の対象世帯数はどれくらいか。校区単位くらいか。

西山都市整備室主幹 手元資料にないため不明。

久副会長 協議会は任意の団体のため対象区域は決めていない。

D委員 それは冊子においても同様の扱いか。

西山都市整備室主幹 作法集自体は地域に特化したものでなく、一般に使用できるもので、その中で千里山の小粋な要素を取り入れた戸建住宅のまちづくりを紹介している。

久副会長 1冊目の作法集は千里山西の戦前からの戸建住宅を主なターゲットとし、今回は千里山東の団地再生あたりのマンション開発を主なターゲットとして、1冊目と2冊目をつなげるのかと思われる。

B委員 趣旨は理解できる。開発に対する市民の意識向上を狙っていると思われるので、市でつくるデザインマニュアルがあって、このような地域版

を作ることには一定の意味がある。ただ、地域住民にとって住民以外への配布は困難なため、今後は事業者配布についてのチャンネルをつなぐことに関しては市で支援して、考えなければならない。

西山都市整備室主幹 補助金とは別に事業者への働きかけとして、建替え計画の区域で景観形成地区指定を考えている。ただ、指定するとなると地区基準を策定して、全員合意が必要。遵守事項ではなくて配慮を求めるものとして千里丘ではガイドラインを作ったという経緯がある。これと同様の位置づけをしてあげたらどうかと考えている。作法集の広報の仕方等については補助とは違うところで動いていきたい。

E委員 申請書を見ると中身がない。購入者は果たして喜んで300円支払っているのか。補助金を貰うための手段に見える。今の話で配布に市が支援することになれば、実際の作業は印刷しかない。

久副会長 私自身が協議会を知っているため意見することが難しい。とにかく、住民のコンセンサスを得ることが重要。住民が入ってワークショップするなど、作成プロセス自体に機運を高め、コンセンサスに結びつける仕掛けが大事。1冊目のやり方だと数人だけで作業を行った感じが否めない。例えば江坂企業協議会や神崎川畔企業連絡会のビジョン策定時には繰り返しワークショップを開いて意識を高めた実績がある。母体が企業なので、資金も自分達で支出している。

E委員 企業協議会で広報誌をつくっているが、活動の中身訴えるものになっている。この申請を見る限り、誰がどの様に動くのか見えず、本当に事業ができるのかどうか。補助金を与えることが不安。

A委員 収入を見ると、2分の1が補助金を受ける予定で、そのまた2分の1が寄付で賄われることになっている。活動自体が動いているのか見えにくい。

久副会長 全く対極的なのが市民環境会議に当たる。この活動は会員自らの資金で活動も分担して行っている。申請の協議会も作成プロセス自体をイベント化したら効果が上がると思われる。この補助金額であれば十分イベント化できる。

E委員 これがまちづくり活動といえるか疑問。

D委員 果たして1,000部が適正かどうかも疑問。

G委員 作法集の目的は、地域住民が今の環境を残したいという思いで作成したのだろう。「新しいまちをつくるにはどうしたら…」とは違う。

久副会長 それは1冊目の作法集で、2冊目はおそらく編集中だろう。

G委員 私にはこの事業は意味があると思う。

D委員 この冊子はものすごくプロの視点。自分の住まい以外でという視点はすごく客観的なもの。もう2冊目の版はでき上がっているか。

西山都市整備室主幹 分科会では構成案まではできていると聞いている。

久副会長 事業者にやってもらう内容はあっても、自分たちがこうする、という活動は載っていないものかと思われるがどうか。

D委員 自分たちの活動内容はなく、よそから来る人に対する要望があったとすると、その内容についてワークショップを開いたのか。想像したものと違う気がする。

G委員 2冊目の作成趣旨はどのようなものか。

D委員 2冊目の中身はみんなで作っていくのか。市民の中にプロがいるのか。

西山都市整備室主幹 作成の趣旨は1冊目と同様。作り方は作法集作成分科会で作って、総会で公表といったところ。イラスト等はプロが入ったりもしているが、基本は市民。

B委員 行政で作成した、市域全域を対象としたデザインマニュアルがあり、地域に特化して作法集ができる。どういう関係になるか整理しておく必要はある。できることなら地域でワークショップを開いて、地域の特徴をみんなで探して作業したほうがいい。もしその予定がなければ市民意識を向上させるようなやり方をお願いしたい。「みんなでやること」という付帯事項は必要。

G委員 それであれば2冊目を見てから判断したい。ただ、今までの話からすると補助してもいい気がするが、市としてはどう考えているのか。

大村都市創造総括監 例えば今千里丘地域や千里山地域で相当な規模の開発が出てきており、少なからずトラブルが生じている。今回の申請で作る冊子は、そういった地域住民と事業者で起こっているトラブル、「まちはこうあってほしい」という思いを伝えたい、理解したいという双方の

接点が新たにできる一つのきっかけだと考えている。

G委員 これはこれなりの意味があるという事務局見解ですか。

久副会長 市民活動助成については、あまり事務局でふるいをかけず、こういった審議会で判断するほうがよい。

D委員 市として、今後こういった活動がほかの地域にも出てきて欲しいのであれば冊子を広めることより、どうやって作ったかのプロセスを知らせるべき。次やろうという人に示してあげられる企画書として資料を整えて欲しい。書き直しも考えられる。今後もその様に配慮して欲しい。

久副会長 色々な意見もでたが、補助することに関して皆さんいかがでしょう。

G委員 あまり複雑に制約を設けず、お金を出してあげればよい。

久副会長 補助金を有効に使ってもらうためには、審議会としても意見しておく必要がある。

B委員 今後支援する、というのが本筋。加えて今回はもっと市民参加型の機会を増やして、みんなで合意をとりながら作業してもらうことがポイント。1冊目の必然性はどうか。

久副会長 この補助金を交付して、この金額に見合う努力をしてもらうということ。

B委員 要望としては、1冊目と2冊目を関連付けて組み立てて、補完できるようにして欲しい。補助に異論はないがその作り方、使い方には意見しておきたい。

久副会長 では、原案通り承認することに異議はないか。

異議なし。

久副会長 では、原案通り承認する。ただし、協議会以外で地道に動いている地元自治会や、参加機会の少ない女性の参加を促し、本来の意味でのコンセンサスに近づける形での編集作業を行うよう希望することを意見として付加する。

議案第2号 景観整備機構指定について（諮問）

F委員 現在吹田市における景観整備機構の数は。

西山都市整備室主幹 先に指定した大阪府建築士事務所協会が1件

目で今回が2件目。

久副会長 景観法本来では第93条の第2項から第5項の業務をして欲しいものの、実際には難しいようである。大阪府建築士会は大阪まちなみ賞の事務局を務めている実績もあり、スタッフや資金力もあるから問題ないを考える。吹田市の事業に関しては支部を中心に支援してもらうよう口頭で申し添える。では、原案通り承認することに異議はないか。

異議なし。

久副会長 では、原案通り承認する。

景観まちづくり賞表彰事業について（意見聴取）

B委員 1.応募物件の概要と2.の表彰対象物件とで物件数が違う理由は。

三笹係員 表彰の趣旨に合わないものや、公共建築物など表彰対象外を整理した数が2.にあげた数字である。

久副会長 3.選考方法の“(4)5点以下の評点がついたものは表彰対象から除外する”とあるのは平均点か、一人でも5点以下があれば、と読むのか。

西山都市整備室主幹 一人でも普通以下と見た、として落選する。

B委員 10点配分の内訳、考え方を示して欲しい。全員で確認しておく必要がある。

久副会長 採点で集計するのか、もしくは議論して集計するのか。

西山都市整備室主幹 3.選考方法(5)にあるように意見交換・集約をして調整していただくことを想定している。

久副会長 今の内容で皆さんよろしいか。

D委員 B委員同様、点数に意味を持たせると採点しやすくなり、集計してからその後で議論を始めるのが好ましい。

E委員 初めての経験のため、何をどう評価したらいいか不明。選考のやりかたと第1次選考の過程を見せて欲しい。

A委員 同様。資料がないと判断できない。

久副会長 表彰は、まちなみとして良い景観に貢献しているか、景観の質の向上に寄与しているか、というところを審査する。清掃活動や花を植

えるなどが活動のわかりやすい例え。

樽上都市整備部総括参事 第1次選考は物件カルテと写真を見てもらった。第2次選考はこの物件カルテに第1次選考の結果を補填して資料配布する。2.1次選考物件数で“(1)まちなみ部門10件程度”が12件になったのは、第2次選考で審査してもらいたい物件があったため。

D委員 はぐくみ部門の具体的な現地調査方法は。

西山都市整備室主幹 現在調整中。基本的に活動の成果の景観を見てもらうことを考えている。

C委員 第1次選考会では、知っている物件と知らない物件を書類だけで審査するのは難しくなかったか。その辺りを踏まえ議事録が欲しい。

久副会長 以前の表彰時にはビデオを見せてもらったこともあるが。

西山都市整備室主幹 繰り返しになるが、第1次選考会では物件カルテを事前に配布し、予備選考を行ってもらい、選考会で全件の物件写真を大画面で見えて評価してもらった。書類審査のため、極力現地の雰囲気伝えられるよう写真などは工夫し、推薦内容や、法的手続きなどについて議論した。特にはぐくみ部門については、庁内委員から、それぞれ関連のある活動について補足説明をもらう形で議論した。議事録等は、現在作業中のため、後日配布する。

久副会長 物件を知っていると審査にムラが出てしまいがちなので公平性の観点では注意が必要。

A委員 3.選考方法の“(3)評点は現地調査を必須とする”とあるが第2次選考は欠席すると採点できないのか。

西山都市整備室主幹 現地を見た人のみに採点してもらおうよう考えている。ただ採点のみの参加、選考会のみの参加など、部分的に参加してもらうことも可能と考えている。この場で採点時の選考委員10名の意義を検討してもらいたい。

久副会長 事前に現地調査に行く場合は、事務局に補助してもらえるか。

西山都市整備室主幹 現地調査は選考会当日の現地調査のみ考えている。

久副会長 欠席する委員は事務局と相談して欲しい。

D委員 できれば欠席の委員にも採点して欲しい。それから3.選考方法(7)次点の取り扱いについて、表彰対象を選考するにも関わらず、次点を繰り上げるといった機械的な手法は理解できない。

B委員 同様に、順位をつけるわけではないので引き上げは表彰する趣旨にそぐわない。

久副会長 次点を考えるより、現地審査に入る前に受賞の意思の有無を確認し、フィルタリングかけておくというのも手法の一つ。その場合はこの項目は削除できる。

樽上都市整備部総括参事 第2次選考対象の相手方に案内文とともにアポイントを取る予定。その時点で意思が聞けると考えている。

E委員 3.選考方法の“(1)各委員持ち点の制限は設けない”という意味は。

樽上都市整備部総括参事 物件毎に10点満点で採点してもらうということ。

D委員 物件関係者とは具体的に誰を指すのか。例えば、自分の大学が推薦されたら採点を辞退することになるのか。定義付けは、自己申告か。

杉本都市整備部次長 選考会の中で調整するということをお願いしたい。

久副会長 表彰対象者、とすればわかりやすい。ほかに意見がないようなので、事務局は内容について整理したうえで資料配布すること。

景観デザインマニュアル改訂について(報告)

A委員 A、B編ともに8から12ページの構成になるのか。B編はより専門的な内容なら分厚いものになるのではないか。

西山都市整備室主幹 現在、事例集・写真集のような使い方ができるよう中身の充実を図っている。基準や条例は既に冊子としてまとめているので、その内容は記載せず、案内するにとどめるのでこのページ数で考えている。

D委員 根本的に公共事業に関してデザインマニュアルは触れているのか。鉄道、道路、橋など、特に上級官庁に対してどう対応するのか。

西山都市整備室主幹 既存のデザインマニュアルにも公共を対象とした「公共空間編」があり、「こうするものだ」という表現で掲載している。今回も同様。

D委員 一般の読者には公共物かどうかなど理解し得ない。公共も景観の対象範囲であると載せて欲しい。

久副会長 国や府のみならず、市の担当者内部にも浸透しているかが重要。

B委員 ものデザインでは場の特性が重要。まちなか、水辺、みどりが豊か、と受け皿としての空間の違いによって計画してもらうよう伝えているのか。そのあたりどう処理しているか。

樽上都市整備部総括参事 場の特性などについては A の基本編で充実させてしっかりと訴えていく予定。元々景観まちづくり計画で類型別で位置付けているが、更に掘り下げていく予定。A 編でまちづくり活動とはこういうもの、B 編は内容としては既に相当あるのでワンポイント的に伝えるものとして、両編とも「吹田市」バージョンとしてつくりあげたい。

久副会長 スケジュールと次回審議会の開催日程を見ると、審議会に意見を聴くタイミングがない。ある程度素案ができたところで、全体のスケジュールを調整して、審議会を待たず各委員に意見を聴く段取りをすること。

樽上都市整備部総括参事 12月をめどに準備する。

その他 景観形成地区の指定候補地について（報告）

5. 閉会

久副会長 次回は平成22年1月14日（木）午後開催とする。

樽上都市整備部総括参事 次回開催案内及び議事録は後日委員各位に送付する。